

登録販売者継続的研修 e-ラーニング実施要領

特定非営利活動法人 医療教育研究所

1. 目的

特定非営利活動法人 医療教育研究所（以下、当法人）が提供する「メディカルナレッジ」は、厚生労働省の『登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン』に示されている、登録販売者に対する一定水準の研修を確保し、質の向上を図ることを目的とします。登録販売者が薬の専門家として一般用医薬品の適正使用を支援するとともに、症状に応じた受診勧奨や健康情報の提供を通じて、地域住民の健康維持および疾病予防に貢献できるように、薬機法及び関連する法規や通知に基づき、本実施要項を定めて登録販売者の継続的研修を実施します。

2. 企画・運営

メディカルナレッジの運営委員が研修の企画・運営を行います。

3. 研修実施内容

令和6年4月10日付厚生労働省医薬局総務課長により一部改正された「登録販売者に対する研修の実施要領」に基づき、以下の必須項目を含めた研修を実施し、必要な教材を用意します。

- (ア) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (イ) 人体の働きと医薬品
- (ウ) 主な一般用医薬品とその作用
- (エ) 薬事に関する法規と制度
- (オ) 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- (カ) リスク区分等の変更があった医薬品
- (キ) 店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- (ク) その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

4. 研修実施形式

「メディカルナレッジ」でeラーニング形式にて実施します。

5. 研修時間

4月初旬から翌年3月下旬までを受講期間とし、年間合計12時間の研修を実施します。

6. 講師

研修会講師については、専門的な技能・知識を有し、研修目的を達成する上で適格な者が行うものとする。

7. 修了認定及び修了証の交付

eラーニング動画視聴後に、学習到達度の確認として試験（受講内容習得確認）を実施します。受講履歴の確認とテスト結果（満点）を満たした受講者に対し、修了証（電子データ等）の交付により修了認定とします。

8. 情報の公開

研修の予定、実施方法、実績等の情報をホームページ等で公表し、研修内容の透明性を確保します。

9. 厚生労働大臣及び東京都知事への報告について

毎年定められた期日（4月末など）までに前年度に実施した研修の概要等を報告するとともに、求めに応じて情報を開示します。

10. 研修実施記録の保存

研修実施記録（受講者氏名、研修の内容、確認試験、日程・会場・講師名・受講者数等）は、少なくとも6年間保存します。

2026年4月1日 初版発行